

泉大津市パブリックコメント手続の概要

手続の定義

市の施策に関する基本的な計画等を策定する場合に、これらの計画等を案の段階で公表して、市民の皆様のご意見をいただき、提出していただいたご意見を考慮した上で、最終的な意思決定を行う手続のことです。

また、この手続では、提出していただいたご意見とそのご意見に対する市の考え方を公表します。

手続の目的

計画等を案の段階で公表することで、施策の意思決定の過程における公正性の確保及び透明性の向上を図ります。

また、市民の皆様からご意見をいただき、計画等の案をより成熟したものにするとともに、ご意見の提出という方法で、市政への参画を促進することを目的とします。

意見を提出できる方

この手続のご意見を提出できる方は、次のとおりです。

- (1) 本市の区域内に住所を有する方
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する方
- (4) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 本市に対して納税義務を有する方
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有すると認められる方

対象となる計画等

この手続の対象となる計画等の策定は、次のとおりです。

- (1) 市の施策に関する基本的な計画、指針等の策定又は改定
- (2) 市の施策に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民の皆様に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(ただし、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

※ ただし、緊急を要する場合や市に裁量の余地がない場合等は除きます。

案の公表の時期と方法

この手続の対象となる計画等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、計画等の案を市の情報公開コーナー及び当該計画等の所管部署に備え付けるとともに、市のホームページに掲載し、公表します。

また、市の広報紙で、案の概要や入手方法をお知らせします。

意見の提出の期間と方法

ご意見は、提出期間内（案を公表した日から1ヶ月以上の期間を設定）に、所管部署への書面持参・郵便・ファクシミリ・電子メール等により提出してください。なお、口頭や電話によるご意見は、この手続のご意見としてはお受けできません。

また、ご意見提出の際には、住所・氏名をご記入いただきますが、あらかじめ公表する旨を明示した場合以外は公表しません。

提出された意見の考慮と公表

提出していただいたご意見を考慮して、計画等の最終的な意思決定を行うとともに、決定した計画等の内容（案を修正したときは、その内容・理由）及びご意見に対する市の考え方を公表（案の公表方法と同様）します。